

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	県境を越えた連携 により、 交通結節機能を最大限活 かす、九州における「新た な地域集積構造」 構築特区 ～「一生涯働ける まち」モデ ルの創出～	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市	○日本有数の鳥栖ジャンクション地域での産業団地等形成 九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域に あって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、 民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めて企業集約・雇用確保を 図り、大都市・中核都市ではない、新たな拠点として、九州における「新たな地域集積構造」を構築する。 ・鳥栖ジャンクション地域での企業需要に即応できる産業の展開 ・国内外からヒト・モノ・カネ・情報を集約し、九州はもとより日本各地での経済活動を活性化	●鳥栖ジャンクション周辺地域の発展を最大化することが可能 ・日本有数の国内、国際産業拠点の拡大 ・製造品出荷額等増 ・雇用創出 ・九州全体への経済波及	農業振興地域の整備に関する法律において、農用地区域からの除外を行う場合、企業需要に適宜即応できる迅速な手続き	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農振除外の手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクション周辺地域に限り、基準(5要件)の弾力化を図る。
					現在、インターチェンジから概ね300m以内は開発可能だが、企業ニーズの高い300m以上の隣接する集团的農用地は、開発が困難となっている。	農地法第5条	鳥栖ジャンクションから概ね4km以内の農地の分類基準を緩和して土地の高度利用を進める観点から、甲種、1種、2種農地等の分類基準の地域性に沿った弾力化を図る。
					都市計画法による開発に関して、農地規制の続きとあわせた企業需要に適宜即応できる迅速な手続き	①旧都市計画法第34条10号イ(H19.11.30廃止) ②都市計画法第13条第1項第7号	① 企業の進出意欲に対応するため、鳥栖ジャンクション周辺に限り、市街化調整区域の大規模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された基準(都市計画法第34条第10号イ)と同等に開発許可基準を緩和する。 ② 市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可すべく、都市計画法第13条第1項第7号を緩和する。
					市の周辺部ながら隣接他県の市の中心地域と隣接する地域について、都市計画制度上の一体性を認め、市街化区域に編入することを認めてほしい(現行制度では(20haに満たない)「飛び地」は編入できない)。	都市計画法第13条第1項第2号、都市計画法施行令第8条第1項第1号	市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域については、連続性を勘案しつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、県外隣接自治体の都市計画との連携をより一層図るため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続していること」という規定の弾力化を図る。
					中小企業信用保険法では農林水産業が中小企業に位置付けられていないため、農業分野は中小企業信用保険法では対象外となっている	中小企業信用保険法第2条	中小企業信用保証制度の対象を農林分野に拡大し、農業生産法人等が活用できるようにする。